

相続を“争族”にせず “想族”に

お元気な今こそ、大切なご家族のために考えてみませんか？

「人生100年時代」を迎え、長寿社会となりました。一方、自分がいつ病気になるのか、いつ介護状態になるのか、そしていつ亡くなるのかは、すべてが未知です。「まだ元気だから、相続なんて考えるのは早い」とお考えの方も多いかもしれませんが、お元気な今だからこそ、築き上げてこられた大切な資産を、大切なご家族へ、想いとともにつなぐ準備ができます。本号では、十六銀行で、相続関連商品・サービスの企画を担当されている宮崎さんと一緒に、相続について考えてみましょう。

十六銀行 リテール営業部
調査役 **宮崎 茂樹** さん



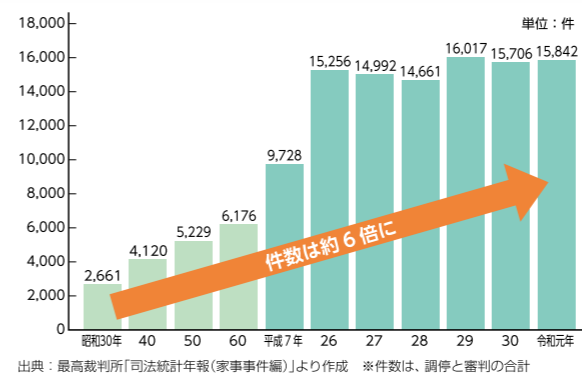
1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP® (日本FP協会認定)・宅地建物取引士
1979年 岐阜県各務原市 出身
2002年 同志社大学 法学部 卒業 / 十六銀行 入行
2013年 三菱東京UFJ銀行(現 三菱UFJ銀行) 出向
2015年 十六銀行 個人営業部(現 リテール営業部) 昇任

「争族」時代へ突入

「先日おじいちゃんが亡くなった、ご近所の〇〇さん、相続で、ご家族が揉めているらしいわよ。仲の良いご家族だと思っていたのに……」
皆さんもこんな話を耳にされたことはないでしょうか？ 私も職業柄、このような場面に遭遇する機会は少なくありません。

具体的なデータでお示しすると図表1のとおりです。家族形態の多様化・複雑化や、家族に対する考え方の変化などにより、相続人の中で遺産分割に関する争いが発生し、裁判に持ち込まれる事例が、ここ数年、毎年1万6千件程度発生しています。

■図表1：遺産分割事件の新受件数の推移

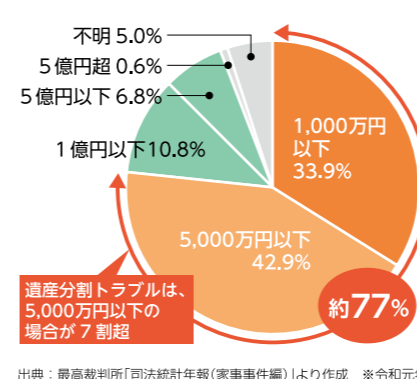


これは、昭和30年と比較すると、約6倍の水準です。裁判沙汰にまで発展しなくても、相続で揉め事になるケースは、この数倍、いや十倍以上あると想定され、今や相続は、家「族」同士が「争」う「争族」時代へ突入したと言っても過言でないかもしれません。

「争族」はお金持ちの話？

このような話をすると、「うちは争うような資産もないから、心配無用!」と思われる方もいます。しかしながら、図表2をご覧ください。家庭裁判所で遺産分割調停等が成立した事案のうち、実に7割以上は遺産額5千万円以下の案件です。このことから、「争族」は一部の資産家に限った話でないことが、わかりいただけるかと思えます。

■図表2：遺産の価額別 分割調停等の成立件数



相続準備の3つのポイント

それでは、「相続」が「争族」となってしまうために、どうすれば良いのでしょうか？それは、「お元気なうちに相続についてしっかりと考え、準備する」の一言に尽きます。皆さんは、「相続」と聞いて何を思い浮かべますか？

「このされた妻の生活が心配」「子どもたちには、平等に財産を相続して欲しい」「相続税って、いくらかかるのかな」「財産の一部は、ふるさとに寄付したい」など、いろいろなお考えや想いがあると思います。そのお考えや想いへの準備の方法や手段も千差万別・十人十色ですが、相続に関する準備のポイントは、大きく次の3つです。

- ① 現金の準備
- ② 遺産分割の準備
- ③ 相続財産の評価と圧縮

これら3つのポイントについて、一つずつ確認していきましょう。

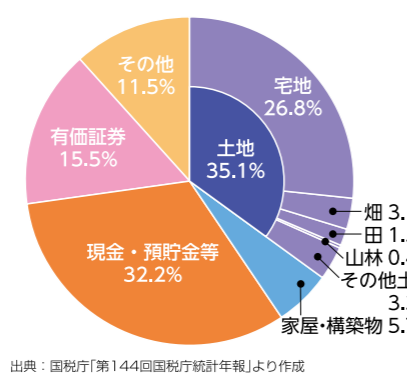
ポイント ① 現金の準備

相続が発生すると、ご家族を亡くされた悲しみに暮れる間もなく、葬儀費用や病院への入院・治療費の支

■図表3：相続発生から相続税申告までのスケジュール



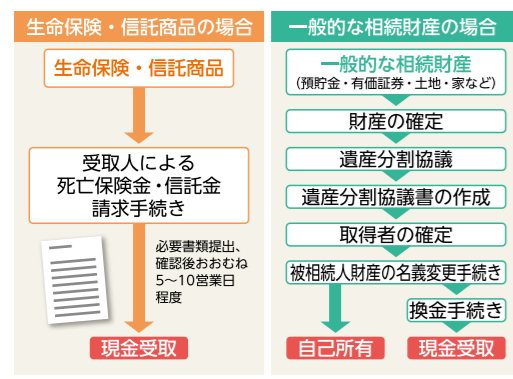
■図表4：相続税の種類別取得財産価額構成比



こともあり、相続人の中で、揉め事の火種になります。そこで、相続準備のポイントの一つ目は「現金の準備」です。ここで「現金」といっても、すべて「タンス預金」で準備するのは物騒ですので、一般的には、銀行等の預貯金で準備することを想像されると思います。

ここで、ご注意いただきたいことがあります。ご存知の方も多いかもしれませんが、相続が発生すると、銀行預金も一旦凍結され、遺産分割協議等の所定の手続きが完了するまで、原則引き出しができなくなります。(金融機関により対応は異なりますが、2019年の相続法改正により、一部引き出し要件が緩和されているケースもあります) ここでは、すぐに必要な葬儀費用の支払いや当面の生活費などに困ってしまします。そこで、今回おすすめするのが、生命保険や信託商品を活用することです。

■図表5：相続財産の換金までの手続き



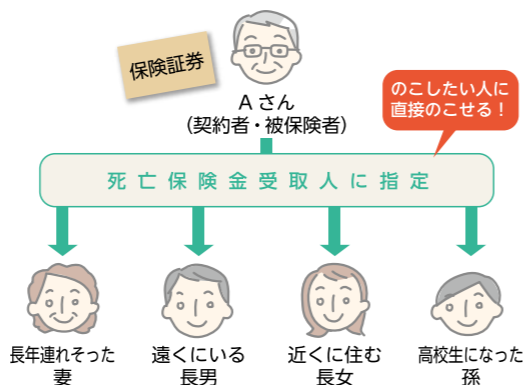
が可能な生命保険や信託商品は、比較的速やかに現金を受け取ることができ、受け取ったご家族は、各種支払いや生活費に充てることができ、そのこされたご家族が安心して過ごせるよう、万一の時に必要な資金を把握し、当面必要な資金については、生命保険等も活用しながら準備することを検討してみてください。

ポイント
② 遺産分割の準備

遺言がない場合、遺産の分け方は、相続人が話し合って決めます。民法では、相続人となる人（＝法定相続人）、それぞれの相続割合（＝法定相続分）が定められていますが、**図表6**参照）、相続人全員が納得すれば、必ずしもそのとおり分ける必要はありません。

しかし現実には、「おじいちゃんの病院への送り迎えや、介護をしたのは私よ。お兄ちゃんは何もしなかったのに、兄妹平等なんておかしいわ」「お前は、家を建てた時に、おじいちゃんから援助してもらったじゃないか。その分は今回の相続で差し引くからな」「田舎の土地なんかはいらないから、私は現金だけ欲しい」など、相続人それぞれの言い分が対立し、前述のとおり「争族」に発展するケースも少なくありません。

生命保険を活用しお金に「宛名」をつける



その方法というのは、実は、ポイント①と同じ方法なのですが、生命保険や信託商品を活用することで、繰り返しになります。遺言がない場合、相続発生時の被相続人の財産は、相続人の話し合い（遺産分割協議）を経て誰に帰属するかが決まります。

この時、現金や預貯金といった金銭類は、不動産等と違い、分割しやすく、そして何より、財産として価値が高く使い勝手が良いため、誰もが欲しい（その権利を主張することから、争いにもなりやすいのです）。

そこで、生命保険や信託商品を活用することで、その争いを未然に防いだり、ご本人の「想い」を伝えることが可能になります。

図表6：相続人の範囲と法定相続分

	配偶者あり	配偶者なし
子どもあり	配偶者(1/2) 子ども(1/2)	子ども(全部)
子どもなし、親は健在	配偶者(2/3) 父母(1/3)	父 母(全部)
子どもなし、親は死亡	配偶者(3/4) 兄弟姉妹(1/4)	兄弟姉妹(全部)

*配偶者以外の同順位相続人が2人以上いる場合、その相続人の相続分は原則として均等です。

また、相続人の間の話し合いで分けることができたとしても、「ご本人の「想い」が叶えられるとは限りません。それでは、ご自身の「想い」を叶え、そのこされたご家族が困らないように、そして採めないようにするために、どうしたら良いでしょうか？

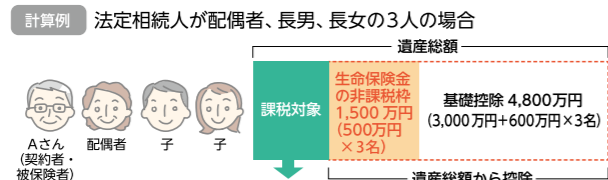
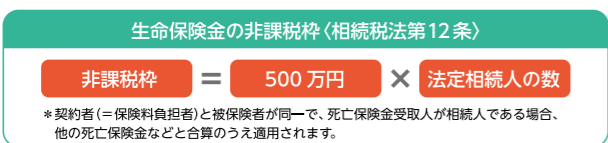
最もメジャーな方法は、皆さんご存知の「遺言書」を作成することで、「遺言書」を作成することで、「誰に」「何を」「どれだけ」のこすかを、ご自身の「想い」で決めておくことができ、その「想い」の実行（遺言の執行）を、専門家（弁護士等）に託すこともできます。

また「遺言書」では、現金・預金といった金銭に関するだけでなく、

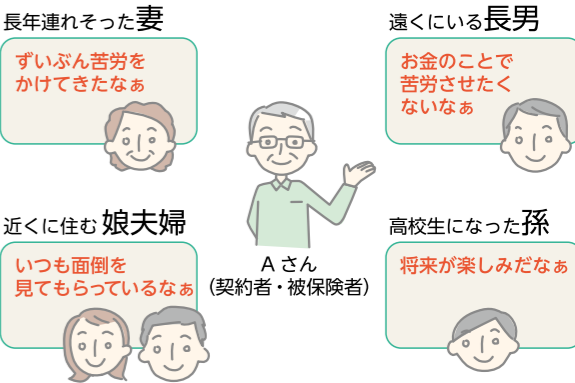
具体的には、生命保険の死亡保険金受取人や信託商品（遺言代用信託など）の帰属権利者・第二受益者を指定することで、遺言を作成しなくても、のこしたい金額を、のこしたい人に渡す、つまり、お金に「宛名」をつけることが可能です。

また、生命保険には**図表7**のような相続税の非課税枠も設けられていますので、まだ利用されていない方は、活用を検討してみてください。

図表7：生命保険金の非課税枠



受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。

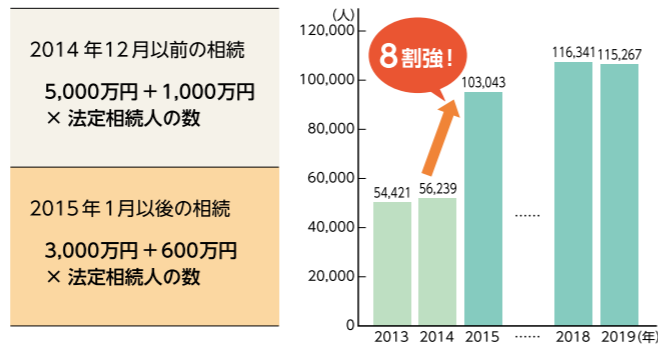


不動産、株式等の有価証券など、さまざまな財産の分割方法を定めることができます。それなら「遺言書」をすぐに作成しようと思われるかもしれませんが、ハードルもあります。

その一つが、作成コストです。「遺言書」には、「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」などいくつかの種類があるため一概には言えませんが、現在1年で10万件以上作成される「公正証書遺言」の作成・保管・執行等を専門家に依頼すると、数十万円から百万円以上の費用がかかります。

今回は、コストを抑え、より簡単な方法で、遺産分割の準備をする方法をご紹介します。

図表8：相続税の基礎控除と相続税課税対象者数の推移



出典：国税庁 2013～2015年：「相続税の申告状況について」各年版/2018・2019年：「相続税の申告事項の概要」より作成

れ、**図表8**のとおり、相続税の基礎控除が「5,000万円+1,000万円」から「3,000万円+600万円」×法定相続人の数に縮減されました。（4割縮減！）

そのため、相続税の負担や、課税対象となる人が大きく増えました。

※改正前後の2014年と2015年を比較すると、相続税の課税対象者は約8割増加。

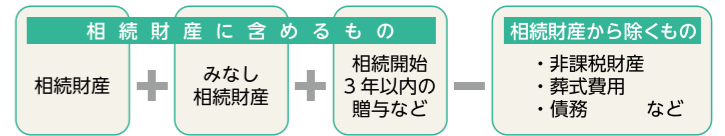
よって、相続の準備として「相続財産」を把握・評価し、必要に応じてその圧縮を進めることが、のこされたご家族の負担を減らし、より多くの財産を承継してもらうため、これまでに以上に重要となっています。

ポイント
③ 相続財産の評価と圧縮

今から7年近く前になりますが、2015年1月に相続税制が改正さ

まずは、相続税の課税対象となる財産について、把握しましょう。

具体的には**図表9**のとおり、預貯金・不動産等の「相続財産」に、死亡保険金等の「みなし相続財産」や「相続開始3年以内の贈与など」を加え、非課税財産・葬式費用・債務等を控除し、相続税の課税対象となる財産を評価します。



■図表9：相続税の課税対象となる財産

この時、自家用車や、絵画等の美術品も相続財産になりますし、財産の種類により、その評価方法もさまざまですので、詳しくは専門家に

お尋ねください。その結果、相続税の課税対象財産が、前述の相続税の基礎控除の範囲内となる見込み、つまり相続税がかからないようであれば問題ありません。

一方、相続税が課税される見込みであれば、相続財産の圧縮を検討してみてください。

相続財産の評価額は、一般に現預金よりも不動産(特に賃貸用不動産)の方が低いため、相続財産の圧縮(相続税対策)として、自己所有地にア

パートを建設するなどの方法は広く知られているかと思いますが、今回はそれとは別の方法、「生前贈与」について、ご紹介します。

「生前贈与」とは、被相続人が死亡する前に、推定相続人などに資産を贈与することをいいます。

相続財産の圧縮に、「生前贈与」を活用することは、贈与を「する人」「受ける人」それぞれにメリットがあります。

生前贈与「する人」の主なメリット

- ① ご家族の喜ぶ顔が見られる
- ② ご自身の想い・意思で「いつ・誰に・いくら」贈与するか決められる
- ③ 相続財産を減らして、相続税の負担を軽減できる可能性がある

生前贈与「受ける人」の主なメリット

- ① ご家族の生活資金・住宅購入資金・教育資金・結婚資金など、贈与を受けたらすぐに自由に使える
- ② 贈与税の基礎控除(110万円)が毎年使える

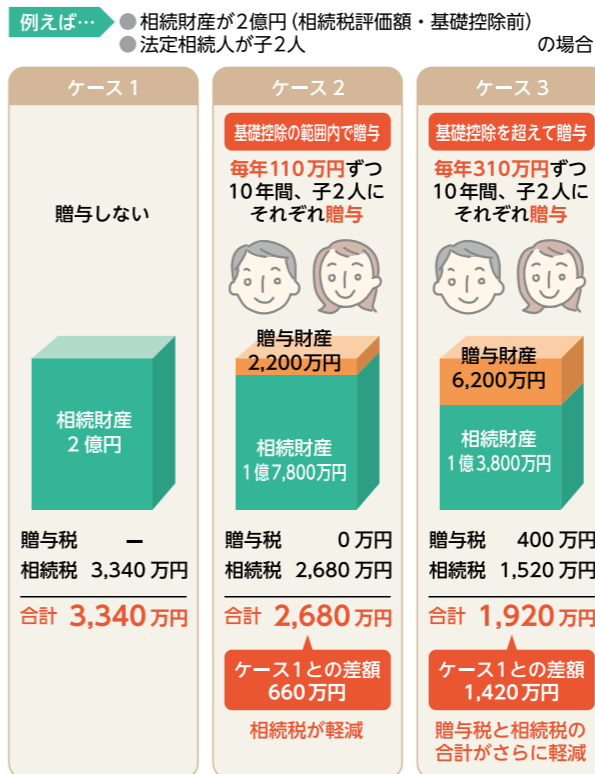
このように、「生前贈与」で、ご自身が元気な間に、ご自身の意思で贈与することは、親族間の納得性も高く、「争族」の未然防止につながるとともに、想いをしっかり伝えることもできることから、「想族」につながります。

加えて、「生前贈与」の一般的な課税方法である「暦年課税」を選択した場合、1年間(1月1日～12月31日)に贈与された財産が基礎控除額である110万円以内であれば、贈与税はかかりません。つまり、なるべく早い時期から「生前贈与」を行い、資産を圧縮することは、税負担の観点からも効果的です。

具体例を一つ挙げます。図表10は、「生前贈与」を活用することにより、相続税の負担を軽減できる可能性があります。ありますので、一度検討してみてください。

※詳細は、税理士等の専門家に確認ください。

■図表10：生前贈与の効果<事例研究>



● 相続開始前3年以内の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますが、上記の試算は考慮していません。
● 生前贈与を10年間実行した後に相続が発生したものと仮定しており、相続の発生時期によっては上記の試算と異なる場合があります。

お元気な今こそ

今回、相続をご家族が争う「争族」にしないため、そして、ご家族に想いを伝える「想族」にするために、相続準備のポイントを3つに絞って、説明しました。何事も準備が肝心です。とかく相続に関しては、ゴールの時期がいつかわからないため、その準備が遅れがちですが、準備の方法・手段のほとんどがお元気な今でないといけないことばかりです。

この機会に、ご家族や専門家と、相続について考えてみませんか？